

確定申告に必要な物

- ①印鑑（朱肉を使用するもの）
- ②給与、年金の源泉徴収票（原本）
- ③平成24年分の確定申告書
- ④営業・不動産・農業所得のある人は、収支内訳書を作成し、収入と支出内容が分かるようにしておいてください。
- ※租税公課の固定資産税額は、固定資産税課税明細書で確認してください。
- ⑤国民健康保険税の支払金額が分かるもの（「平成24年中国国民健康保険税納付額のお知らせ」など）
- ⑥社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- ⑦雑損控除を受ける人は、損害により支出した領収書と損害にあつた建物などの取得年月日、取得金額の分かるもの
- ⑧医療費控除を受ける人は、医療費の領収書と補てん金の分かるもの
- ⑨障害者控除を受ける人は、障害者手帳
- ⑩還付申告される人は、金融機関

関の口座番号（申告者ご本人の名義）が分かるもの

e-Taxが便利

インターネットを家庭で利用している人は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コマーナー」から申告書をダウンロードし、作成すると便利です。
e-Tax（国税電子申告・納税システム）による申告もできます。ただし、利用する場合は、事前に「電子証明付きの住民基本台帳カード」と市販されている「カードリーダー」が必要となります。

年金所得者の確定申告不要制度

公的年金の収入金額が400万円以下でかつ、その年分の公的年金以外の所得金額が20万円以下の人は確定申告の提出は不要です。

ただし、所得税の還付を受けた場合は、確定申告が必要です。

※所得税の確定申告が必要な人でも、市県民税の申告は必要です。

郵送による確定申告書送付先
〒436-18652（個別郵便番号）

▼借入金で家屋とその家屋の敷地を併せて取得した人

※自動音声に従ってください。

掛川税務署から確定申告のご案内

便番号 所在地記載不要
掛川税務署あて

「住宅借入金等特別控除」事前説明会のご案内

平成24年分の所得税、個人消費税、贈与税の申告会場は、

J A掛川市茶業研修センターです。次に該当する場合も、申告会場はJ A掛川市茶業研修センターです。

申告会場はJ A掛川市茶業研修センターです。

申告分離課税を選択した人

申告分離課税を選択した人

青色申告の人

青色申告の人

青色申告の人

会場 J A掛川市茶業研修センタ

時間 9時～17時
（日金）

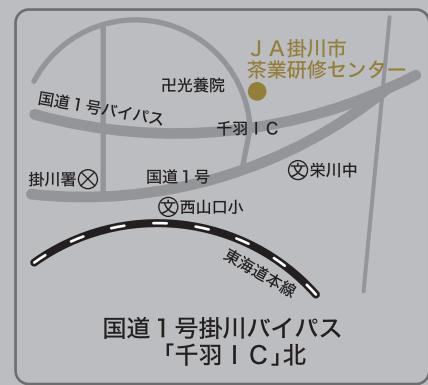
時間 9時～17時（12時から13時までは、指導できません）

時間 2月7日（木）～3月15日（金）

※土、日および祝日は除きます。

持ち物 印鑑、平成24年分給与の源泉徴収票（給与所得者）、住民票の写し、家の登記事項証明書、工事請負契約書（写）、売買契約書（写）、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書などが、確定申告会場を設けていませんので、ご了承ください。

会場案内図



照会
掛川税務署

TEL 0537-25141

- ①敷地の登記事項証明書（原本）
- ②敷地の売買契約書（写）
- ③認定通知書（写）
- ④認定長期優良住宅を取得された人